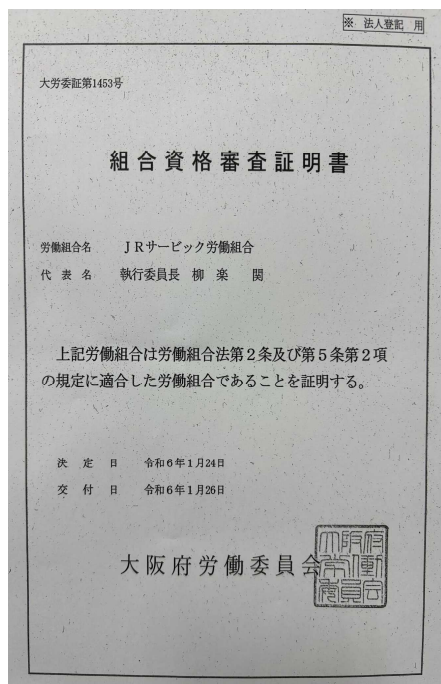


JS労が「労働組合」として公認される。

1月26日、大阪府労働委員会は、JS労の「労働組合資格審査申請」に対して、「労働組合法第2条(自主的な労働組合であること)及び第5条第2項(組合規約が民主的な運営に必要な内容を備えていること)の規定に適合した労働組合であることを証明する」と判定しました。

労働組合の資格審査とは、労働組合法に規定する手続(法人登記等)に参加し、又は救済(不当労働行為)を受けようとする場合等には、その都度、労働委員会による審査を受け、労働組合法の規定に適合する労働組合であることの証明を受ける必要があります。このように、労働組合に、労働組合法上の手続参与等の資格があるかどうかを労働委員会が調べて判定することです。調査は、書面調査及び組合、会社等における現地調査が行われます。審査は、公益委員会議で審査し、適否が決定されます。



JS労は、昨年8月18日に結成しました。その日に「労働協約の締結」を申し入れ、現在、労働協約の締結に向けた団体交渉を開催しています。

年末手当は、「全社員3.3箇月、パート社員一律10万円」の要求を掲げ、要求獲得に向けて取り組みました。

最近では、1月29日に「2024年度労働条件及び職場諸要求」を申し入れました。「事業所共通(6項目)」「鳥飼事業所(13項目)」「新大阪第一事業所(8項目)」「新大阪第二事業所(10項目)」「京都事業所(9項目)」の職場のみなさんの切実な要求を申し入れました。